

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	さつま町 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、低所得世帯を支援する観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務を行う。</p> <p>(※当該事務は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な事務のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10号の規定における「特定公的給付」に指定された、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の事務である。)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件確認のために必要な情報(税情報)を取得し対象者を特定する。</p>
③システムの名称	非課税世帯給付金振込データ作成・団体内統合宛名システム・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38条第10号)・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和3年内閣府告示第70号)第5号・番号法 第9条第1項、別表第一の101の項・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務) なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 121の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4</p> <p>「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経運第425号) ※令和4年1月4日から令和4年12月31日の間は、本事務の緊要性に鑑み、レイアウト改版及びこれに係るシステム対応が行われるまでの暫定的な措置として、下記の事務手続き転用して、情報照会を行う。 ①高額障害児通所給付費の支給決定 ・番号法第19条第8号 別表第二 11の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 保健福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	I-1 ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領	令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領	事後	令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正による
令和4年6月29日	I-1 ②事務の概要	令和3年12月21日付府政経運第423号通知	令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知	事後	令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正による